



みやざきアートセンター

みやざきアートセンター 施設ご利用案内

【申込み受付期間】

●アートスペース、多目的室

- ①利用日の1年前から利用許可申請を受け付ける場合
 - ・5時間以上の利用を要し、本番および本番を伴った練習のために利用する場合
- ②利用日の3ヶ月前から利用許可申請を受け付ける場合
 - ・会議、勉強会、リハーサル、練習（コーラス、合奏、ダンス等）等の目的で使用する場合
 - ・①の条件に該当しないもの

●創作アトリエ

利用日の3ヶ月前から利用許可申請を受け付ける。ただし、アートスペース、多目的室と連動して利用申請を行う場合にはこの限りではない。

注1. 原則2週間前までの受付になります。ただし、施設に空きがある場合には、利用日前日まで問い合わせ可能です。（行事の内容によってはお断りする場合がございます。）

利用希望日から2週間をきってのお申込みは事前にお電話でお問い合わせください。）

注2. 利用許可申請書の受付開始日は、上記定める期間内であっても、当館の自主企画展等の日程が決定した後となります。

注3. 当館のお申込み受付は、先着順になります。ただし、受付開始時刻に、複数の同一日を希望する申請がある場合には、抽選を行います。抽選時間は午前11時です。

<例>アートスペース1を令和2年5月20日～24日に使用したい時の申込み

「令和1年5月20日午前10時～令和2年5月6日午後9時30分まで」受け付けます。

ただし、受付日に当館の都合により申請手続きができない場合には、その翌日以降の営業日に行います。

【申込受付時間と申込みの方法】

◎受付時間は、午前10時から午後9時30分まで（休館日は午後5時30分まで）です。

※全館休館となる休館日（年末年始等）は受付を行いません。

◎利用許可申請は、申請者が直接来館のうえ3階事務所にてお申し込みください。

◎市外等遠隔地在住で来館が困難な場合に限り、FAXもしくはメールでの受付が可能ですが、事前に使用可否の確認を行う必要があります。使用可の場合は、利用許可申請書を当館で受

け付けた日から1週間以内に 銀行振り込みにて利用料を払い込まれるか、またはご来館の上、申請手続きを完了してください。なお、利用日から1週間をきってのお申込みの場合には、利用日初日の3日前までにお振込を完了してください。

<振込口座> 宮崎太陽銀行 本店営業部
店番号002 口座番号1303622
ミヤザキブンカムラ ダイヒヨウ イシダ タツヤ
※振込手数料は申請者負担です

【電話での問い合わせ】

電話での問い合わせでは、その時点での施設の空き状況をお知らせすることのみ可能です。電話での事前仮予約等は一切行いません。

【休館日】

休館日は、毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は平日の翌営業日）と年末年始（12月29日から翌年1月3日）です。また設備の保守点検等のため、臨時に休館することがあります。

【ご利用時間】

午前10時～午後10時

※利用時間には、事前準備や後片付けの時間も含まれます。その時間も含めて利用許可申請書に記入する必要があります。（催事の開始・終了の時間設定には十分ご注意ください。）

【利用許可と利用料金について】

- ◎施設の利用には、「利用許可書」が必要です。
- ◎施設の利用料は、「利用許可申請書」を提出し利用が認められた時点で当館にお支払いいただきます。
- ◎「利用許可書」は、利用料の納入後に交付します。
- ◎付属設備・備品等の利用料金については、利用日当日（1日以上連続して利用する場合には利用最終日）の精算となります。
- ◎「利用許可申請書」には、下記項目に関して具体的に記入してください。内容を確認し、利用料金を判断致します。特記すべき事項も含めて記述内容が多い場合には、別途添付書類をご準備ください。
 - ・催物の内容
 - ・入場料金等の有無
 - ・開演-終演時間（または開場-閉場時間など）
 - ・備品以外のものを施設内に設置する場合の内容
 - ・図録等を販売する場合の内容の詳細
 - ・作品目録、作者経歴以外のものを配布する場合の詳細
 - ・その他、特記すべき事項

◎1時間あたりの利用料金の区分は下記になります（詳細は料金表参照）。

A. 収益を一切求めない者が利用し、入場料等を徴収しないかまたは1,000円以下の入場料を徴収する場合

・・・・・・・・基本料金

B. 収益を一切求めない者が利用し、1000円を超えて入場料を徴収する場合

・・・・・・・・基本料金の2倍

C. 直接または間接的に収益が発生する利用および企業・ビジネス等での利用の場合

・・・・・・・・基本料金の6倍（営利）

注. 料金区分の判断が利用許可申請書の提出だけでは不十分だと判断した場合には、その行事内容に関する「企画書」および「予算書」を提出していただく場合があります。その場合には、内容を審査後、当館から料金区分の連絡を行います。

【利用を許可できない場合】

次の場合は、施設の利用許可はできません。

1. 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
2. 施設等を汚損し、損傷し、または滅失するおそれがあると認めるとき。
3. 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認めるとき。
4. 施設等の管理上、支障があると認める時。

【利用許可の取り消し】

次の場合は、すでに許可を受けている時でも、利用の取り消しまたは停止をすることがあります。

1. みやざきアートセンター条例もしくは条例に基づく規則、またはこれらに基づく指示に違反して利用したとき。
2. 施設、附属設備および備品を許可された利用目的と異なった目的で利用したとき。
3. 利用許可の条件に違反したとき。
4. 偽り、その他不正の手段により利用許可を受けたとき。
5. 【使用を許可できない場合】の1～4のいずれかに該当するに至ったとき。

【注意事項】

◎みやざきアートセンターの施設、附属設備及び備品を使用する権利を譲渡し、または転貸することはできません。

◎許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行うことはできません。

◎許可なく印刷物、ポスターその他これらに類するものを配布し、または掲示することはできません。

【利用の取り消しおよび変更について】

◎利用を取りやめようとするときは、「利用許可書」を添えて速やかに「利用取消届」を提出してく

ださい。

◎許可された事項を変更しようとするときは、「利用許可書」を添えて速やかに「利用許可変更申請書」を提出してください。

【利用料の還付について】

利用者の都合により利用が取り消された場合、利用料はお返しできませんのでご注意ください。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額または一部をお返しします。

1. 災害、その他利用者の責めに帰すことができない理由によって利用できなかったとき。
→ 返還額 10割（全額）
2. 利用者が下記で定める期日までに、「利用取消届」にて利用許可の取り消しを申し出た場合において、当館の管理者が相当の理由があると認めるとき。
 - ①利用日1年前から利用許可申請書の提出ができる場合
→ 取消しの届出が使用日前3ヶ月までであったとき・・・返還額 7割
→ 取消しの届出が使用日前1ヶ月までであったとき・・・返還額 5割
 - ②利用日3ヶ月前から利用許可申請書の提出ができる場合
→ 取消しの届出が使用日前21日までであったとき・・・返還額 7割
→ 取消しの届出が使用日前7日までであったとき・・・返還額 5割
3. 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

※「利用取消届」に記入し、「利用許可書」「領収書」を添えて提出してください。

※利用料の返還は、受付または手数料を引いての口座振込となります。

また、「利用許可変更申請書」を提出し、利用施設や利用日時の変更により利用料金が減額となる場合の還付金は、上記「2」の還付率に準じます。

※「利用許可変更申請書」とともに「利用許可書」「領収書」を添えて提出してください。

【その他】

◎利用希望の施設が使用されていない時に限り、施設内の見学が可能です。事前の予約が必要となりますので、お電話にてお問い合わせください。

お問い合わせは、 みやざきアートセンター事務局 電話： 0985-22-3115 メール： office@miyazaki-ac.com
